

2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

本町では、国保財政の健全化のため税率等の見直しを検討し、平成 28 年度に税率改正を行い、医療分における応能割と応益割の割合は概ね 54 対 46 となっております。併せて均等割額の軽減制度の拡充を図り、7・5・2 割軽減を導入しています。

これにより、低所得世帯の負担は軽減され、多人数世帯・高所得世帯の負担は増加となりますが、大幅な変動を回避し、低所得者層の負担が過重にならないよう配慮した応能応益割合を設定しています。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

国民健康保険制度は、健康保険組合などの被用者保険制度のように被用者の所得のみで保険料を決定するものではなく、加入者が保険税を出し合い助け合うという制度ですので、ご理解をいただきたいと思えます。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

一般会計からの繰入金金は、法定繰入金のみのため、定められた範囲の金額を予算計上しております。

(2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年アンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5% です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】

生活保護基準の概ね 1.5 倍未満の低所得世帯も国保税の減額対象にとの事ですが、公平な費用負担と国保会計の現状を考えますと、これらの方にも負担していただく必要があると考えます。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】

制度の拡充については、現在予定しておりません。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】

一部負担金の減額・免除については、災害により死亡・障害、農作物の不作、業務の休廃止など著しい収入減少等、該当要件を規則で定めています。

生活保護基準の概ね 1.5 倍未満の低所得世帯も減額対象にとの事ですが、公平な費用負担と国保会計の現状を考えますと、これらの方にも法定の一部負担金は負担していただく必要があると考えます。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

申請書の内容は、減免に際し必要な内容で構成されておりますのでご理解いただきたいと思えます。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】

滞納整理につきましては、納税相談や財産調査等により、個々の事情を把握したうえで、納税資力がありながら納付しない滞納者には差押えを実施します。一方で、生活困窮等の正当な理由により納付できない滞納者には、滞納処分の執行停止を行うとともに、必要に応じて関係部署への案内を行っています。

② 滞納処分にあっては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】

差押え等滞納処分については、滞納者の生活が著しく困窮することのないよう法令を遵守するなかで実施しています。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018 年のアンケートでは資格証明書が 1,000 世帯以上に発行され、保険証の窓口留置

は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】

国民健康保険を運営する上で、国保税負担の平等性を考えますと、滞納がある方には正規の保険証を交付できません。滞納者に対して、滞納者との納税相談に伴って短期保険証を交付しております。

② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】

要望事項の意図するところが確認できないため回答できません。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

現在、資格証明書は交付しておりません。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答】

本町の国保運営協議会の委員は、公募制による選出ではありませんが、被保険者を代表する委員3名、保険医又は保険薬剤師を代表する委員3名、公益を代表する委員3名を委嘱しています。

委員の選出については、国保事業の公平公正な運営について適任な方を選出できるよう、公募も含めて検討してまいります。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】

必要に応じて広報紙やホームページなどで町民の皆さんに運営状況等についてお知らせしてまいります。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

特定健診は、健診費用の約1割、800円の自己負担をお願いしております。受益者負担の観点からご理解いただきたいと思っております。

③ 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】

受診期間につきましては、平成 27 年度より 6 月から 12 月の 7 か月間へと個別健診の期間を拡大し受診機会を増やしております。

また、健診項目につきましては、空腹時血糖、推算糸球体濾過量 (eGFR)、貧血検査、尿潜血、さらに集団健診においては、心電図検査、眼底検査を追加することで、疾病の早期発見、早期治療に努めています。

④ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】

本年度から保健師を 1 名増員しました。

⑤ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

情報漏洩等が生じないように適切に管理していきます。

2、後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】

資格者証の発行は実施しておりません。短期保険証は滞納者との納税相談に伴って交付しております。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

本町では、健康増進・食育推進計画及び、ときがわ町健康づくり推進条例を制定し関連事業に取り組んでいるところです。

本年度は、超高齢社会を見据えた事業の推進と、健康寿命延伸の政策を更に一歩前へ進めるため、出前講座や栄養教室等を開催し、フレイル予防に取り組んでおります。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

上記健診につきましては、**健康増進のため受診率を向上させたいと考えておりますが、健診結果への関心を持っていただくためにも、一定の受益者自己負担は必要であると考えております。**

今後も受診勧奨を積極的に行い、町民の皆さまの健康づくりに対し支援できるよう努めてまいります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】

総合事業は高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援が目的で、年齢を重ねても自分らしく生き生きと過ごすために重要なことであり、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。介護予防・生活支援サービス事業以外にも、地域包括支援センターを中心に一般介護予防事業や対象者を把握する事業など様々な取り組みを行っていますが、すべて概ね見込み通りに推移しております。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】

ときがわ町ではA類型（緩和型）、B類型（住民主体型）とも実施していませんが、今後も事業の効果を調査していきたいと考えます。

B類型については、ときがわ町社会福祉協議会で実施している「地域支え合いサポート事業」がその役割を担っていると考え、期待しているところです。

2. 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行ってください。

- (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。
- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】

(1) 総合事業の実施に伴い、介護給付から移行した訪問介護及び通所介護については、サービス内容の維持及び事業継続の可能性を考慮し「現行相当」の基準で実施しております。

(2) 事業所が安定した運営を行い、またそこで働くスタッフに対しても相応の報酬が支払われることで十分なサービスの提供が確保されるものと考え、従来通りの額を設定しております。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

(1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】

加齢に伴い身体機能は低下しますが、低栄養状態ですと筋肉量がさらに減少し、筋肉量が減ったことによる転倒のリスクなどが高まります。また免疫機能の低下も懸念されます。それらの状態への移行を防ぐため、高齢者の食の改善、高栄養化について重点的に取り組みたいと考えております。

(2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】

地域包括支援センターの専門職が、認知症当事者及びご家族への相談支援を行っています。相談支援では、心理的支援にとどまらず、必要な医療・サービスへつなぐための支援も行っています。

また、平成 29 年度より、認知症カフェ（愛称：かめれおんカフェ）を実施しています。参加された方の継続参加率が高く、認知症当事者・家族への有効な支援の一つであると考えています。

認知症にかかわる方への支援策として、認知症サポーター養成講座を開催するほか、居宅介護支援事業所ケアマネジャー向けに研修会や事例検討を行い、認知症の方への支援の質の向上に向け、取り組んでいます。

(3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】

定期巡回 24 時間サービスにつきましては、ときがわ町内へのサービス提供事業所はありません。課題については山林が町全体の 70% を占め、山間部に集落が点在しており移動時間がかかることが挙げられます。効率的な事業運営ができないため、事業を実施する事業者の参入は困難と思われまます。

4. 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019 年 4 月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施され

ます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】

良質な介護サービスを安定的に提供するためには、介護労働者の定着率を向上させる必要があります。その対策の一つとして介護職員処遇改善については有効だと考えますが、給付費が増加し介護保険料にも影響することになります。介護労働者が定着するような施策については、国の動向を見ながら、県と連携を図り調査研究したいと考えます。

(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】

高齢化が確実に進む状況から、介護サービスの需要が高まるとともに、介護労働者も高齢化の傾向であり、人手不足が懸念されます。介護労働者の増加が必須ではありますが、利用者のために質の高いサービスを提供することもまた重要でありますので、慎重な対応が必要と考えます。

(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】

現在のところ、ハラスメント情報は入ってきてはおりません。ですが介護現場におけるハラスメントについては起こりうる問題であると認識はしております。町で所管する地域密着型サービス事業所につきましては定期的に訪問し、施設の状況を把握しております。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】

特別養護老人ホームは町内に2施設あり、他市町村からも住所地特例者として受け入れていることから、充実していると考えていますので、増設の予定はありません。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】

低所得者の方にはそのような懸念があるかと思いますが、所得に応じ自己負担の上限が設けられるなど、負担軽減の制度が設けられております。新たな制度運用の国への要望につきましては、関係機関と連携を取りつつ考えていきたいと考えます。

(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】

特列入所を希望する者がいる場合は、施設から「入所希望者に関する意見要求書」が提出されていることや、被保険者から苦情、相談がないことから施設が単独で拒否するようなことはないと考えています。

なお、特列入所対象に該当するかの判断は、埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針に基づいて、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることを考慮し判定しています。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。

【回答】

2018年度のコレは、128万4千円でした。交付金の使途につきましては国、県、町及び第2号被保険者保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、活用することになります。

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。

【回答】

2019年度は調査票の提出を行ったばかりであり、金額については未定です。交付金の使途につきましては、前年度同様に介護保険特別会計に充当し、活用する見込みです。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】

保険者機能強化推進交付金調査票の記入に当たっては、細かな調査指標が示されており、その指標に基づき回答をしております。なるべく多くの指標を達成できるよう、この交付金の趣旨を踏まえ、関係機関と調整しながら取り組みたいと考えます。

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】

介護保険料については、介護保険料の算定方法は決まっていますので、保険料の負担増を抑制するため、介護保険給付費準備基金の取崩しを行っていきます。さらに介護予防について普及・啓発を図り、給付費を抑える取組も実施して参ります。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】

低所得の高齢者に対しましては、保険料については今年度より所得段階が第1段階から第3段階に該当する方への軽減が拡充され、特に第1段階の方は0.45から0.375と大きく減額されました。また、利用料については、高額介護サービス費の支給や補足給付など、低所得の方の自己負担を軽減する制度が介護保険制度の中で整備されていますので、更に低所得の方の保険料や利用料を減免するような町独自の制度を制定することについては、被保険者全体の負担バランスを考慮しますと、困難であると考えます。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】

滞納の原因は様々であると考えます。滞納者ひとりひとりの状況を丁寧に聞き取り、相談に応じながら対応していきたいと考えます。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】

第7期保険事業計画では、介護予防・重度化防止の取り組みを地域住民や事業者等と協働して推進することが重点事項のひとつとなっています。町内の各地で活発に高齢者サロンが開催されるなど、計画は順調に進んでいると考えます。また被保険者数の増加に伴い、給付費も概ね計画値と同様に推移しています。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】

低所得者への負担軽減としまして、まず保険料率が今年度から第1段階から第3段階の被保険者分が引き下げとなります。また、介護サービスを利用した場合も利用料の自己負担分は所得に応じた負担率が設定されており、最も低い方で1割の負担でサービス

を受けることができます。今後も被保険者一人一人に対し、きめ細やかな対応を心がけていきたいと考えます。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】

平成30年度中の相談件数は継続のものも含め9件です。また、相談への対応は次のとおりです。

① 深刻な相談への対応として、以下が挙げられます。

・虐待通報があった際は、訪問等により迅速に状況把握を行い、関係機関と担当者会議等により支援方針を検討。

・把握後も、関係者や協力者と連携しながら継続的に支援し、虐待の防止に努める。

・困難事例への対応力向上として、専門職（精神保健福祉士）との連携、事例検討会や専門研修への参加等。

② 虐待防止として有効な方策としては、以下が挙げられます。

・高齢者世帯への状況把握訪問により、生活課題を抱える潜在ケースを把握・見守り

・福祉課、社協、民生委員、警察、消防、医療機関等関係機関との連携

・虐待防止の普及啓発、認知症に関する普及啓発

・介護負担軽減に有用な資源の情報提供（介護保険サービス、社協のサービス、高齢者サロン等）

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】

社会的資源の不足しているときがわ町では、5つの機能すべてを整備していくことは難しいのが現実です。比企地域の近隣市町村と協議を進め、広域的に整備できるところから進めていきたいと考えております。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】

本年度、比企地域自立支援協議会でも協議していくことから、来年度以降予算対応を検討しなければいけない場合もあると認識しております。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】

入所機能を持たせた施設については、ときがわ町では現時点において必要ないと考えております。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

拠点の整備につきましては、当事者、ご家族のご意見も参考にしながら、今後整備して参りたいと考えております。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成 29 年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

- ① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】
 - GH 併設型
 - 単独型
- ② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】
- ③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】

ときがわ町では現在 3 つのグループホームが開所され、すでに 9 人の方が入居されています。ほかに町外以外のグループホームには 11 人の方が生活を送られています。

窓口の聞き取りでは、将来的には入居を希望するが、今のところすぐには考えていないとの回答をいただいております。

- (2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】

現在入居を待機している方がいないことから、今のところ予定しておりません。

- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80 歳の親が 50 歳の障害者を介護・90 歳の親が 60 歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

老障介護は、今後ますます増加傾向になると思われませんが、現在と同じように保健センター、包括支援センターと連携し、民生児童委員の方々のご協力もいただきながら、早期対応ができるよう努めて参ります。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させる

ことが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

ときがわ町では、県の補助要綱に合わせて事業を実施しており、独自で所得制限、年齢制限を撤廃することは考えておりません。一部負担金等につきましては、今のところ導入の予定はありません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

ときがわ町では現在、ときがわ町内のみ現物給付となっており、来年度中に比企管内までの拡大を予定しております。更なる拡大につきましては、現物給付となることでの課題もあることから、より慎重に検討する必要があると考えております。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】

精神障害者2級の対象化につきましては、県や他市町村の動向を注視し、検討して参ります。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】

ときがわ町では障害者生活サポート事業を実施しております。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

昨年度実績で、年間上限額である150時間まで利用した方はおらず、利用時間の拡大は必要ないと考えております。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

成人障害者への軽減策につきましては、自己負担額が県内で比較して低い方になっている現状から、近隣市町村の状況を勘案してではありますが予定はありません。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

補助増額や低所得者の利用については、他市町村の動向を見ながら検討して参ります。

5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

ときがわ町の制度では、福祉タクシー制度、ガソリン代支給制度は本人が乗車していることを基本としており、介助者の付き添いについては認めております。また、所得制限や年齢制限につきましては、今のところ導入の予定はありません。

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

近隣市町村の状況の把握に努め、県への働きかけにつきましては近隣市町村の動向を踏まえ、検討して参ります。

6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答】

現在の登録者は、①75歳以上で、ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯、②要介護認定(3、4、5)③身体障害者(1級、2級)、④知的障害者(A、A)、⑤精神障害者(1級、2級)⑥その他支援を必要とする方となっています。家族がいる方を除外しておりませんので、担当地区の民生委員さんにお声かけください。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

当町での福祉避難所の指定は1か所のみで、収容人数に限りがあることから、現時点での対応は難しい状況にあります。

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

避難者情報の収集に努めるとともに、救護物資の配分について適切に対応します。

- (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

個人情報情報の取扱いについては、関係法令に基づいて適切に対応してまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】

他に利用可能な保育所があり保護者に保育所の情報提供をしましたが、特定の保育所のみを希望し保留となっている潜在的な待機児童が2名います。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

定員の弾力化により1歳児3名、2歳児8名の受け入れ児童の増員を行っています。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

ときがわ町では、認可保育所4園(公立2園、私立2園)あり、定員310名(公立180名、私立130名)で、子ども・子育て支援事業計画のニーズ量を上回っておりますので、認可保育所の増設について考えておりません。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

育成支援児童の受け入れは行っており、私立保育園には町独自の助成をしております。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

ときがわ町には認可外保育施設はありません。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

ときがわ町では、民間保育所の保育士の給与水準の向上を図るため、民間保育所には町独自の助成を行っており、保育士の処遇改善を行っています。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の

負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

ときがわ町の0歳から2歳児の保育料は、国が定めている基準の平均6割に設定し軽減しております。また、3歳児以降の副食費については年収360万円未満相当世帯の児童については無料、現行の保育料が23,100円以上の家庭が副食費の実費徴収の対象となりますので負担増とはならないものと考えております。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

- (1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

埼玉県社会福祉協議会で開催している研修等に参加し、安心安全な保育が実施できるよう努めております。

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

現在のところ統廃合については考えておりません。育児休業を取得しても希望すれば継続入所は可能となっております。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

ときがわ町内の学童保育は、学校区毎に1ヶ所、計3ヶ所、支援の単位数は3で1支援単位おおむね40人以下を定員とし、児童1人当たり1.65㎡以上を確保しております。また、待機児童は現時点ではないため、分離・分割の予定はありませんが、今後も安全・安全な場の提供に努めてまいります。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を

施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 37 市町（63 市町村中 59%）、「キャリアアップ事業」で 23 市町（同 37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

ときがわ町では、厚生労働省の「放課後指導支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」両事業とも各学童保育所の要望に基づき、補助金を活用し、指導員の処遇改善に努めています。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の規制緩和については、参酌扱いで、埼玉県は国が規制緩和しても埼玉県の基準は変えないと伺っています。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18 歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学 3 年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18 歳年度末」まで拡充している場合は、引き続き継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】

「18 歳年度末」までの医療費の無料化については、子どもを育てる保護者の経済的な負担を軽減させることにより、医療機関を受診しやすくなる半面、コスト意識が低下することで医療費が拡大し、健康保険の保険者の負担増加、ひいては健康保険加入者の保険料負担の増加に繋がる面の指摘があることから、導入については、慎重に検討すべきと考えます。

- (2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】

埼玉県が未就学児までを対象としていることから、まずは県に対して、中学 3 年まで助成対象としていただけるようアンケート調査等の機会を通じて要望しています。

5. 住民の最低生活を保障するために

1、 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

- (1) 「しおり」には、①憲法第 25 条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則 14 日以内、長くとも 30 日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など

具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】

生活保護の実施機関である西部福祉事務所が発行している生活保護のしおりを使用しております。誰でも手に取れるように窓口に備えております。

- (2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】

生活保護の制度説明のパンフレットや申請書を窓口に備え、生活保護制度に行き着かないことのないよう、相談窓口として適正な支援を行ってまいります。

なお、ときがわ町の生活保護の実施機関は、県の西部福祉事務所です。生活保護の申請窓口として、必要な支援が行えるよう実施機関と緊密な連携を図ってまいります。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】

生活保護の申請は速やかに行われるよう必要な援助を行うこととされています。また、生活保護の申請や受給をためらうことで命に関わる事件等が起こらないよう、生活保護制度を正しく説明してまいります。

ときがわ町の生活保護の実施機関は県の西部福祉事務所となっております。生活保護の申請窓口として、必要な支援が行えるよう実施機関と緊密な連携を図ってまいります。

3、保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】

ときがわ町の生活保護の実施機関は県の西部福祉事務所となっております。「保護決定・変更通知書」の見方がわからないという問い合わせはございませんが、問い合わせがあった時には、説明ができるよう実施機関と緊密な連携を図ってまいります。

4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】

全国の生活保護受給者は年々増加し続けており、一人のケースワーカーが多くの担当件数を抱えているのが現状です。問題が多岐に渡ることの多い生活保護受給者の支援を行う為に、ケースワーカーの適正な人数が十分確保されなければならないと認識しております。申請者や被保護者へ適切な支援が行えるよう努めてまいります。

5、 埼玉県の外援費である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。

外援費の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】

対象世帯には、お知らせを届けております。今後も関係課と緊密な連携を図ってまいりたいと思います。

6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】

国や県への要望については、他市町村の動向をみながら検討してまいります。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】

多様で複合的な問題を抱える生活困窮者を早期に発見し、本人の状況に応じた適切な支援を行うために、関係課及び関係機関において生活困窮者自立支援制度の目的や内容を十分に理解するとともに、それぞれが連携し、情報を共有することが重要です。年に一度連絡会議を開催し、関係課及び関係機関と県及び自立支援事業受託事業者の連携強化を図っております。生活困窮者が確実に必要な支援につながるように対応してまいります。